平成２７年（フ）第２９号
群馬県前橋市文京町１丁目３番13―302号レジデンスオキナ
債務者　平栁　礼子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
群馬県前橋市茂木町49番地　パラッツオＡ―203号
債務者　中島　伸浩
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５号
群馬県前橋市元総社町744番地１　トレンド105号
債務者　蛭間　則子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字今井1495番地21
債務者　佐鳥　広樹
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
群馬県前橋市岩神町４丁目６番７－Ｒ－514号
債務者　杉原久美子（旧姓須永）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
群馬県前橋市総社町総社1365番地３　岩丸ハイツ102号
債務者　須田　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
群馬県渋川市渋川3646番地４
債務者　山口千恵美
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４４号
群馬県前橋市山王町１丁目２番地９　ハイツフレンド山王１－Ｂ号
債務者　須永　好一
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1069番地５
債務者　山本　文江
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５１号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1865番地２シェモア榛東205号室
債務者　塩谷　隆次
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
群馬県前橋市鶴が谷町38番地７
債務者　中澤　　修
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４号
群馬県高崎市問屋町１丁目４番地１　セントチュリー高崎問屋町803号
債務者　永島　典子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４４号
群馬県高崎市中居町４丁目17番地19　ベルテ中居305号
債務者　藤田　　登
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６３号
愛知県一宮市西五城字下須賀29番地１　春日井ビル２号201
債務者　加藤　新吾
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７７号
京都市伏見区深草小久保町344番地　ハイツパープル303号室、前住所京都市伏見区横大路東裏町82番地　竹内ハイツ106
債務者　倉橋　　工
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
京都府向日市上植野町下川原41番地の56
債務者　中川　　均
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
京都府向日市上植野町下川原41番地の56
債務者　中川　真結
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係